

V ま と め

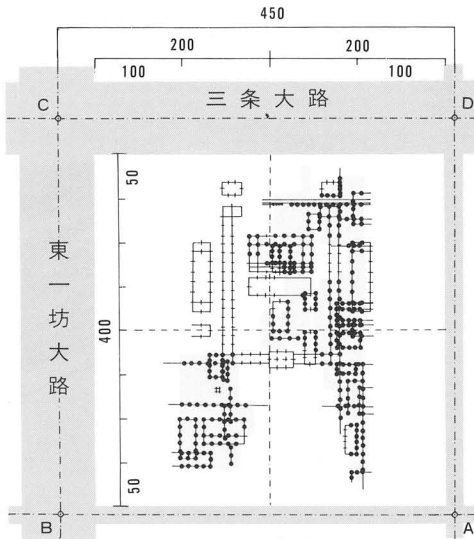
1 時期区分と遺構配置

A 一坪の規模

ここで宅地割を論ずる前に、一坪の規模を明らかにする必要がある。従来の京内調査と遺存地割の調査とから、平城京の条坊の計画寸法は1800尺(令制1里)を基準とすること、この基準尺は1尺=0.296~0.295であることが明らかにされている。坪の計画寸法は1800尺を四等分した450尺であるから、坪の東西南北の規模は、ここから坪四辺の道路の幅員の1/2を減じることで求められる。

一坪の北と西は、三条大路と東一坊大路に、東と南は坪境小路にそれぞれ面している。このうち東一坊大路は、平城宮東南隅(第32・39次)の調査によって、溝心々で23~24m(8丈)と判明している。三条大路と、坪境小路の幅員は発掘資料がなく不詳であるが、一般の大路に関しては8丈、小路に関しては2丈という資料があり、これを援用すると、一坪の規模は方400尺となる。

一坪の四隅 次に、400尺四方の坪内に、建物がどのように配置されていたかを知るためには、四隅の座標値が必要である。過去3回の調査では、一坪に関わる条坊遺溝を検出していないので、調査区付近で得ている条坊遺溝の座標値を用いて計算上で求めなければならない。この場合、条坊の方格線は厳密には直交せず、東西・南北に各々振れをもつので、この値を決める必要がある。南北方位の振れは、朱雀門心、六条付近で発掘した朱雀大路心、羅城門調査で検出した朱雀大路心から平均化した朱雀大路の振れ(N0°15'50"~0°16'24 W)とした。東西方位の振れは適当な値がなく、ここでは朱雀大路の振れと同じ値を用いた。計算によって求めた一坪の四至の座標は以下の通りである。



1尺=0.295m

A - 146.681.566, - 17.916.961

B - 146.682.172, - 18.049.844

C - 146.549.279, - 18.050.451

D - 146.548.673, - 17.917.568

1尺=0.296m

A - 146.683.359, - 17.916.635

B - 146.684.367, - 18.049.834

C - 146.551.169, - 18.050.442

D - 146.550.561, - 17.917.243

一坪の占地

fig.21 一坪の規模と占地

B 遺構の時期区分

検出遺構は掘立柱建物23棟、回廊1、堀16条、井戸1基、土壇などがある。これらは平城京造営以前の古墳時代に遡る遺構と、平城京の遺構に大別でき、後者はさらにⅠ～Ⅲの3期に分けることができる。

京造営前の遺構

溝が3条と土壇1基がある。第1次調査区西南隅で検出した2条の溝S D2593・2594、第2次調査区の南辺中央で検出した溝S D3006、小土壇S K3022である。S D3006を除き古墳時代の土師器や埴輪片を伴った。S D3006は奈良時代のⅠ期に比定できるS B3007と重複関係にあることと、S D2593・94などと埋土の状況が似ているので、この時期におく。この時期の遺構は数少なく、今のところまとまりに欠ける。なお、上の遺構のほかにも調査区全体から埴輪片が出土している。近辺に古墳があったのであろうか。

平城京の遺構と宅地割

Ⅰ期の遺構(fig.22-1) この時期の遺構には、建物14棟、堀8条、溝1条などがある。桁行が4・5間程度の小規模な建物ばかりで、これらが数棟で1グループを形成するようである。坪内道路の側溝のS D3020を除くと、坪内部を区画する顕著な溝や、堀は未検出である。ここでは各建物が坪のどの位置にあるのかを検討することで、宅地割を復原してみよう。京内の宅地割を考える場合の前提となるのが、いわゆる二行八門^ことか二行十六門といわれる宅地割の方法である。行は東西方向の区画をいい、門は南北方向の区画をいう。まず東西方向の区画であるが、坪の中央付近にある二棟の南北棟S B3007・3008は西側柱筋を揃えて並ぶ。この西側柱の位置は、一坪の推定東西中軸線とほぼ一致する。さらにこの中軸線を境として、東と西とでは後述のごとく建物配置に差があるので、一坪は東西の中軸線によって2分していたようである。この傍証となるのが坪内道路側溝S D3020に接して設けられた東西堀S A3021である。この堀は10間分を検出したが、東西の中軸線から東5mのところまで途切れている。その位置から見て、宅地への出入口であろう。なお平安京では、東西方向を四分割する四行の制をとるが、S A3021などのあり方から見てその可能性は少なく、一坪は坪の中軸線付近で東西に二分する二行の制の可能性が高い。次に、南北方向の分割はどうであろうか。従来の京内の調査では、溝や堀によって坪を南北に2等分、4等分、8等分する例がある。東市北側の左京八条三坊九坪では、坪の南からほぼ1/4坪、1/8坪、1/8坪、1/8坪の順に区画していた。この場合、最小単位の1/8坪とは南北距離にして50尺(14.8m)である。これらを参考に、南北の地割を検討しよう。

まず、東半部であるが、S D3020、S B3008の北妻とS A3881、S B3007の南妻とS B3015の北妻には各々坪の北から8等分点、4等分点、2等分点の位置にくる。北から数えて2番目の8等分点の、S B3867とS B3013のグループにS B3008が含まれるか否かで、ここの宅地の南北距離が坪の1/8(50尺)か1/4(100尺)か変わってくる。

S B3008はすでに述べたようにS B3007と側柱筋を揃えるので、南側のグループに含ま

れよう。S B3867と3013の2棟がある敷地は、南北長50尺だったのであろう。

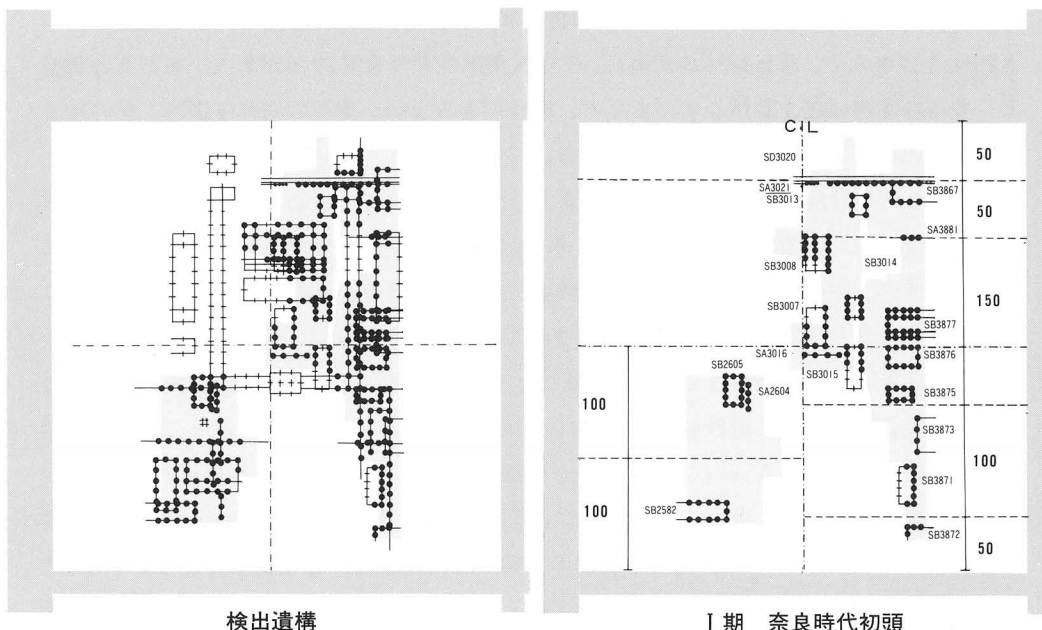
次に南北の中軸線(2等分点)の位置に接するS B3007とS B3015、およびこれによって南北に分けられるS B3877、S B3876については、これら6棟の建物がグループをなすようである。その理由は、南北棟S B3014と3015が東西の各桁行の柱筋を揃えて南北に建つこと、東西棟S B3875・3876・3877の3棟が西妻に柱筋を揃えて建ち、さらにこれらをつなぐ塀も存在するからである。ここは、南北150尺を占めたのであろう。北から数えて、坪の8等分点の6番目に含まれるS B3873、同じく7番目に含まれるS B3871、同じく8番目に含まれるS B3872の敷地については、各々南北が50尺か100尺か手懸りがない。

以上をまとめると、一坪の東半部の区画は、北から南北50尺、50尺、150尺の規模の順となり、以南は50尺づつか、100尺、50尺に区画していたのであろう。北から50尺の地は実際には坪内道路であり、宅地としては機能していない。東半部の宅地割に対し、西半部は坪の8等分点の南から第1の点がS B2582の棟通りに、同じく第3の点がS B2605の南1間目の柱位置にくる。ここは南から100尺、100尺の規模に割りつけたのであろう。

このようにI期の宅地割は、坪を東西に2分し、さらに南北を8分割する二行八門制を基本とした可能性が強い。ただし、この時期は建物が14棟ありながらそれに伴う井戸が未発見という問題があり、一般の宅地と同義に解してよいかどうかは、今後の課題である。

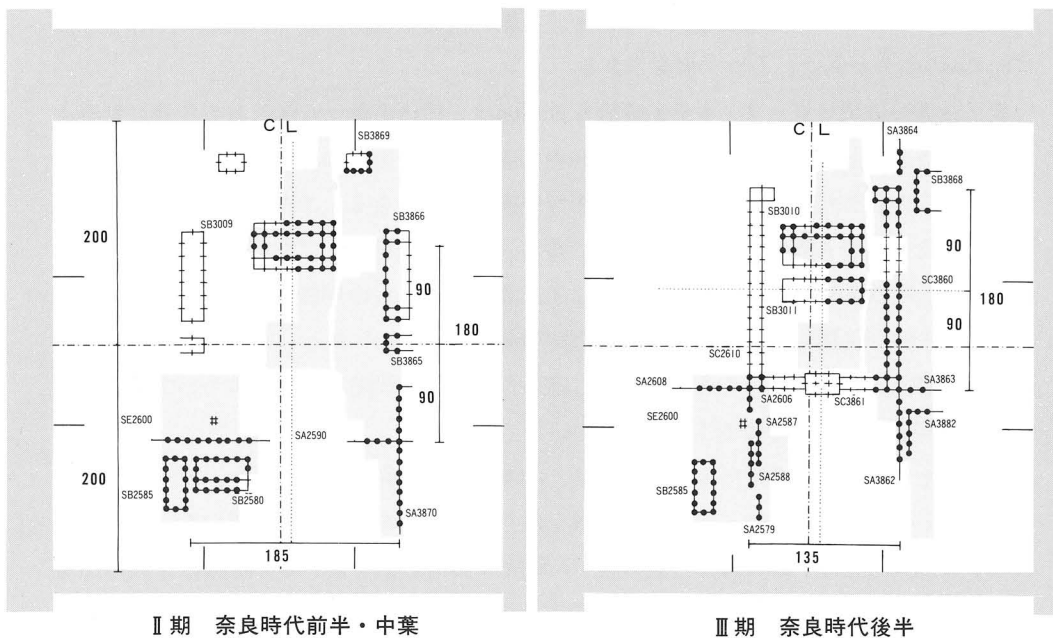
II期の遺構(fig.22-3) II期の遺構には建物9棟、塀2条、井戸1基などがある。この時期に一坪の宅地割は一変する。I期の建物をすべて撤去し、坪のほぼ中央北寄りに、桁行7間梁間4間の四面廂の正殿S B3009を建てる。建物の中軸線は、坪の推定東西2等分線の東約3m(10尺)にくる。ここが坪の中心として意識されていたのであろう。坪の北から100尺の点がS B3009の北入側柱と棟通りの間にくるので、正殿の南北位置はこれをもとにした可能性がある。正殿の前面は広場とする。正殿の東27.5mには南北棟建物S B3866とS B3865がある。S B3866は桁行7間の切妻造の可能性が大きい。南と北に各1間の廂をもつあまり例をみない建物である。S B3865はS B3866の南に側柱筋を揃えて建つ建物で、桁行の柱間数は不詳、梁間は2間である。これが東西棟になるのか、桁行梁間とも各2間の建物になるのかによって、正殿を囲む建物配置が大きく変わってくる。つまり坪の中心に、東西に脇殿をそなえた大型建物があれば、いわゆるコの字型配置になるが、S B3866が東西棟となると、コの字型配置は成り立たなくなる。しかし、II期の宅地利用の形態は次に述べるIII期の利用形態と密接な関連があるので、ここでは次のIII期の配置の前ぶれとして、S B3866を桁行梁間とも2間の建物とし、S B3866を正殿の東側にある脇殿と考え、いわゆるコの字型配置を想定しておきたい。

正殿の東西を画する施設は不詳であるが、正殿の南52.7mには東西塀S A2590がある。ほぼ9尺等間のこの塀は、正殿の南を画する塀である。おそらく正殿の正面にあたる位置に門が開くのであろう。この塀は、S B3009の南の未発掘区を挟んだ東(第3次調査区)と西(第1次調査区)とでは南北で約0.5mのずれがあり、西半部の塀が北に寄っている。



検出遺構

I期 奈良時代初頭



II期 奈良時代前半・中葉

III期 奈良時代後半

図中の数値は、実測値を天平尺 尺=0.296で除し、近い完数値をとった。

fig.22 四条二坊一坪の遺構変遷図 1:200

S A2590の南には、南廂を持つ5間3間の東西棟S B2580と5間2間の南北棟S B2580がある。S B2580の北側柱とS B2585の北妻は、S A2599の南4.5mで柱筋を揃える。S A2580をはきんで、S B2580の北側に、平面八角形の井戸S E2600がある。井戸底の礎盤と、井戸枠周囲に磚を多用しているなど、他に例をみない。井戸の南北位置は、坪の南北3等分点の南から最初の点にほぼ一致する。

このⅡ期の建物配置を考えてみよう。まず、正殿S B3009の中心から東脇殿としたS B3866の棟通りまでの距離は27.5m。上に述べたように、正殿の東西に脇殿が東西対称にあったとすると、東西の脇殿の心々距離は55mとなる。これは、正殿S B3009の棟通りから南を画す東西堀S A2590までの距離、53.2mに近い数字である。このS A2590がS B3009の中軸線を挟んだ東西で0.5mの差のあることはすでに述べた。上の53.2mはこの東側の堀までの実長である。この数値は、1尺=0.296mとした時ほぼ180尺にあたる。正殿と南面の堀までの計画寸法を180尺と考えると、脇殿の前面にあるS B3865の棟通りは、その中点90尺の位置にあたる。従ってS B3865は、正殿と南面を画す堀との中心に配置されたのであろう。この180尺という計画寸法は次のⅢ期の建物配置に重要な意味をもって来る。この点を踏まえ、はじめの脇殿の配置計画に戻ると、正殿の中軸線からおり返した東西脇殿の心々距離55mは、二通りの考え方が可能である。すなわち、東西はこの55m(約185尺)で計画したとするもの。いまひとつは、東西も180尺で計画したが施工誤差により5尺のずれが生じたとするもの。後者を補強するのが、Ⅲ期の回廊の東西中軸と、正殿のそれとの間に0.7mのずれがある、という事実である。

仮に後者の立場に立って、本来東脇殿S B3866は正殿の中軸から90尺東の位置に計画されたとすると、正殿の中軸線からS B3866の西側柱までの距離は、90尺からS B3866の梁間10尺を引いた80尺となり、S B3866の桁行規模に等しくなる。この点から後説を支持したいが、その当否を決める手懸りがない。今は二通りの解釈をあげて、先に進もう。

以上、正殿の南を画すS A2590を境として、北側には左右の対称性の強い建物配置を想定した。ここが比較的ゆとりのある広い空間構成であったのに対し、その南は、これとは違う空間構成をとったようである。ここに述べたⅡ期の建物配置の是非については、未発掘地域の調査の進展に委ねることにしたい。

Ⅲ期の遺構(fig.22-4) この時期の遺構には、建物4棟、回廊1基、堀8条、井戸1基がある。Ⅱ期と同様に、坪の中心に大きな正殿があり、坪全体を利用する配置である。Ⅱ期の正殿S B3009を撤去、S B3009と北側柱・入側柱の位置を等しくする三面廂のS B3010を建てる。S B3010の桁行寸法および北廂の梁間はS B3009と同じであるが、身舎の梁間は3.55m(12尺)と広くとっている。

S B3010から3.9mの間隔をとって、南に桁行7間梁間2間の前殿S B3011を建てる。この2棟の建物はいわゆる双堂^{ちうだう}として一体となって機能したのであろう。これによってⅢ期の正殿の床面積は、Ⅱ期の正殿のそれにくらべ、1.35倍拡大したことになる。

S B3010・3011の周囲は回廊が囲む。回廊S C3859～3861・2610は正殿の東・南・西の三面を囲むが、北面は東西が各1間のあまり例をみない平面形を呈している。南面回廊・東面回廊・西面回廊の側柱の延長線上には、各々東西および南北の掘立柱塀がある。西面回廊S C2610の側柱の南延長線上には2条の南北塀があり、その塀の東2.5mにもこれに平行して南北に並ぶ2条の塀がある。これらは互い違いの配置をとる。これはⅡ期に作られた井戸S E2600と、やはりこの時期にも存続したとみられる南北棟S B2585の目隠塀であろう。回廊東南隅、東面回廊と南面回廊の側柱延長線上には2条の塀がある。ここには、鍵の手に曲がる塀S A3882がある。S A3882の柱間には、浅い溝がある。あるいは地覆があったのであろうか。

ここで、この時期の建物配置を考えてみよう。Ⅱ章に述べたように、回廊の東西は39.9m(135尺)南北は53.3m(180尺)である。この回廊は1尺=0.296mを基準とし、柱間1間の寸法を3.12m(10.5尺)を単位として建造したと考えることができる。前殿S B3011の棟通りは回廊の南北の中心線上にある。正殿の位置は、前身をなすⅡ期の正殿の位置から決め、その前殿を中心に回廊の南北位置を決定したのではなかろうか。なお、正殿・前殿の南北中軸線と回廊のそれは約0.7mのずれがあり、正殿・前殿に対して回廊全体が東に寄っている。いわゆる施工誤差によるものであろうか。

上にみたように、回廊が1尺=29.6cmの10.5尺を柱間1間の寸法にしたとすると、東面回廊の南に連なるS A3862は、この寸法によって完数をえることができる。このS A3862とS A3800は若干の造替がある。すなわち、回廊とのとりつき部は当初くぐり門程度の空間として空けてあったものを、次の時期に各々1間の門を建設している。

Ⅲ期の遺構としては、この正殿・前殿とこれを囲む回廊、およびそれにとりつく東西南北の塀が主要なもので、他にⅡ期に作られこの時期にも存続した井戸S E2600、建物S B2585がある。この中心建物の周囲には雑舎などの建物を配したのであろう。Ⅱ期とⅢ期の遺構配置は、中心建物の規模や配置計画等に類似性が強い。

遺構の実年代

ここで3期の遺構の実年代を検討しておこう。Ⅰ期は、奈良時代の初期である。その根拠は、一坪の中央付近にある南北棟S B3007の柱穴から平城宮Ⅰ(710年頃)の転用硯が、その東南にある南北棟S B3015の側柱の柱穴から8世紀前半の転用硯が各々出土。S B3877の柱穴から平城宮Ⅱ(730年頃)の土器が出土したことによる。

Ⅱ期は奈良時代の前半から中葉である。この時期の正殿S B3009の北入側柱から平城宮Ⅱ(730年頃)ないしⅢ(750年頃)の土器が、井戸S E2600の掘形から平城宮Ⅱに属す土器が、各々出土している。

Ⅲ期の上限を示す資料はないが、正殿S B3010が3009の建替拡張であることから奈良時代の後半であろう。S B3010の柱抜き取り穴からは黒色土器風の土器が出土しているので、この時期の下限は、平安時代初期に降る可能性がある。

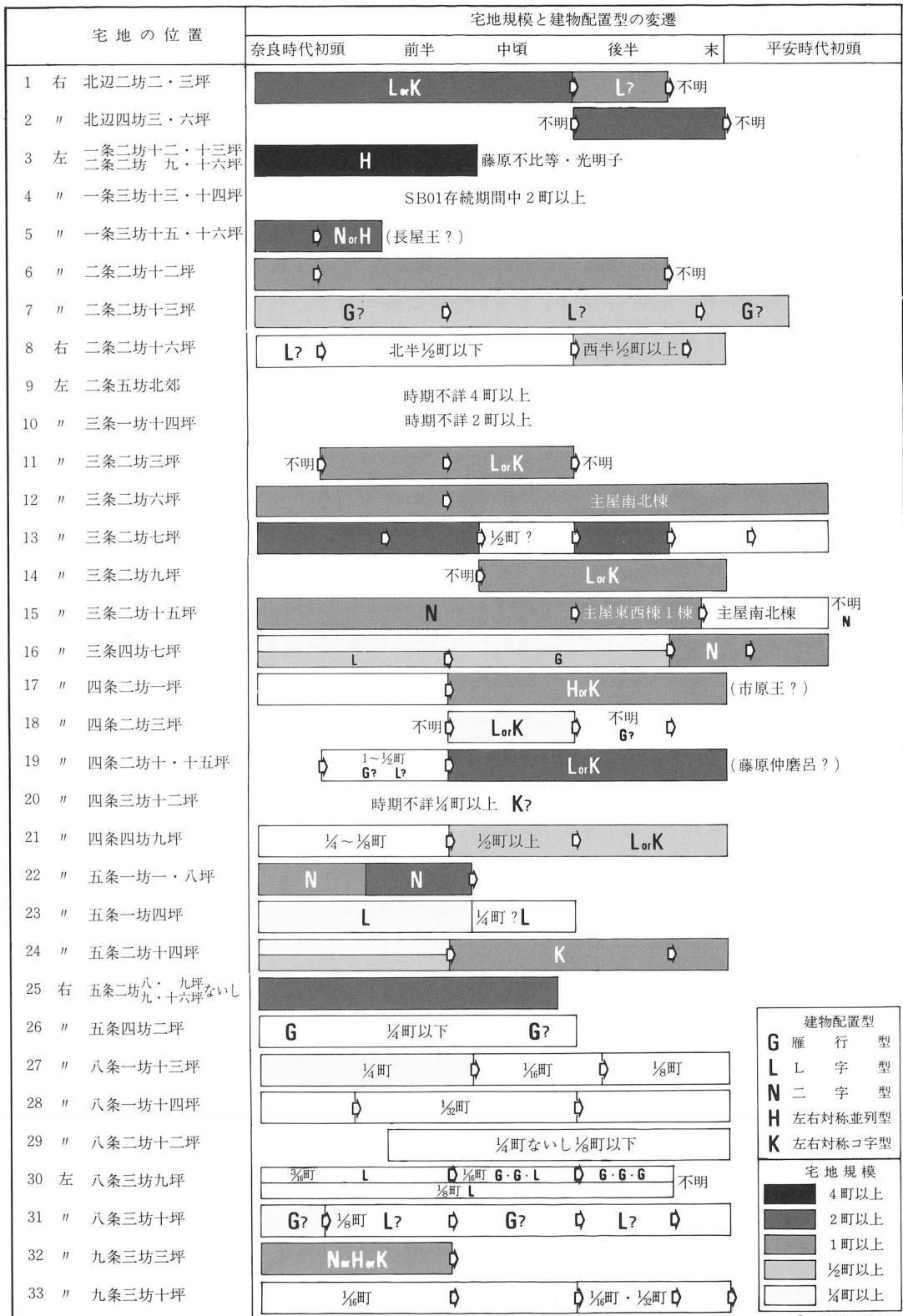


fig.23 京の宅地割と変化 通番号の数字は後見返の調査位置図に対応

2 官衙か宅地か

A 従来の調査と所見

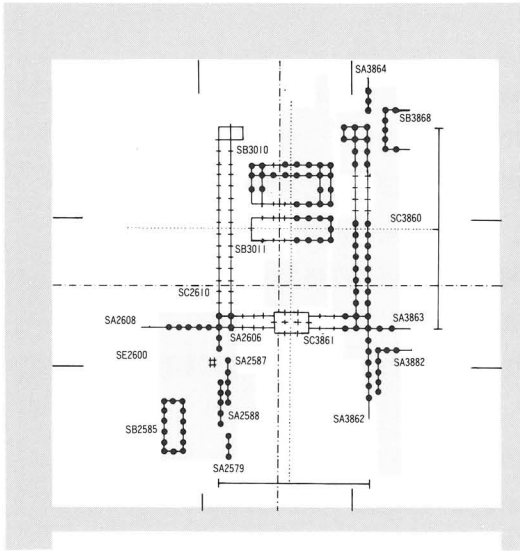
前節において一坪の建物配置を検討し、奈良時代前半から中葉のⅡ期には正殿の東西に脇殿を配するコの字型配置をとること、奈良時代後半のⅢ期には、回廊が正殿・前殿を囲む建物配置を確認した。寺院跡を除くと正殿を回廊が囲む建物配置は京内であまり例がなく、その性格について十分な検討が必要である。Ⅱ期とⅢ期の建物配置は中心部が変化しているものの敷地の性格は継続している。両時期の建物配置の性格を検討しよう。その前提作業として、まず、従来明らかにされている京内の宅地と建物配置を概観してみよう。

平城京内での発掘調査が増加し、宅地割の変化や宅地内の建物配置の時期変遷など平城京での宅地利用状況が明らかになりつつある。

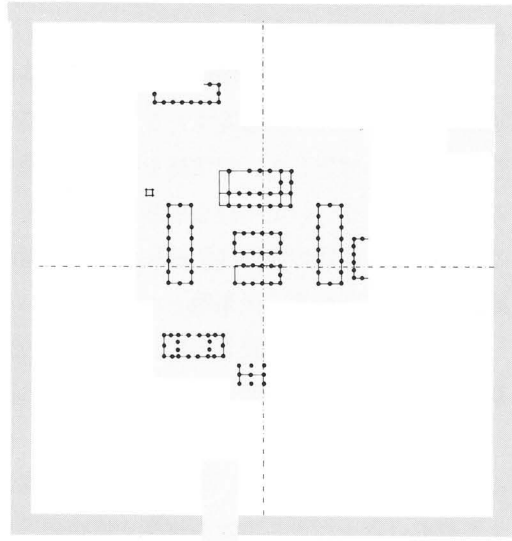
まず、敷地について多くの知見がえられ、京内では一般的には宮に近いと宅地規模は広く、遠くなると狭くなる。居住者の身分の高低が、宮への遠近・広狭に対応していたと考えられている。しかし宅地の規模や建物配置は奈良時代を通じて固定的なものではなく、例えば、小規模宅地を併合して大規模宅地としている例やその逆の例もある。ただし五条以南では宅地が細分化していく傾向がある。さらに宅地の利用方法では右京八条一坊十三坪のごとく官営工房跡を宅地に再利用している例も見つかっている。つぎに、宅地の建物配置については、これまで調査した宅地の建物配置を分類して、「雁行型」、「L字型」、「二字型」、「並列型」、「コの字型」の五つの型が想定されている。「雁行型」は棟方向を揃えた建物二棟が柱筋をやや違えて横ないし前後の位置に斜めに連なる型、「L字型」は建物二棟が棟方向を直交させつつ相接近して存する型、「二字型」は建物二棟が中軸線を一致させつつ前後に並ぶ型、「並列型」は東西棟の主屋の東西に東西棟の脇殿を並べる型、「コの字型」は主屋の前の両側に副屋を対面させ配置する型で、宮内の朝堂院や内裏建物の配置型である。宅地の統合縮小やそれと配置型との関係を示したのがfig.23である。建物配置についての見解は、宅地の中心部やそれ以外の建物配置も含めて考察が進められているが、本来性格が異なる建物群の配置を一律に論じるのは問題がある。ここでは、一坪全体を占める宅地の例をもとに、中枢部での建物配置を検討しておく。

大規模宅地の調査例 一坪を占める敷地利用の事例としては、本調査地の a) 左京四条二坊一坪 (fig.24-1) に加えて、 b) 左京五条二坊十四坪 (fig.24-2)、 c) 左京二条二坊十二坪 (fig.24-3)、 d) 左京五条一坊一坪 (fig.24-4)、 e) 左京三条二坊十五坪 (fig.24-5)、 f) 左京三条二坊六坪 (fig.24-6)、 g) 左京三条四坊七坪、がある。

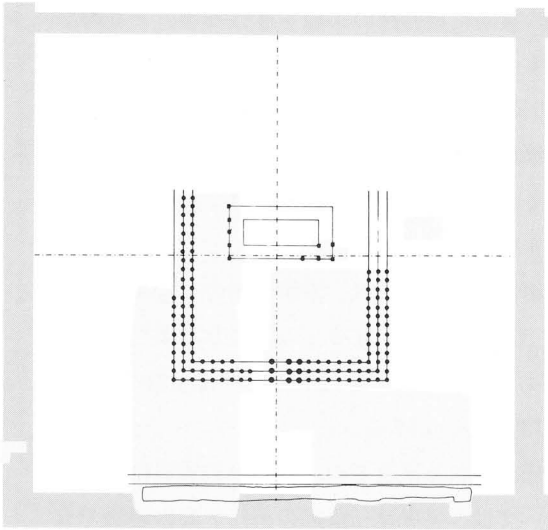
これらの一坪を占める敷地利用の中心部と想定される区画での、主屋と副屋の相対的位置関係や区画する施設は、一様ではない。a) では、主屋は三面廂の桁行7間の建物で大きく、前の副屋は主屋と桁行7間を揃えているものの梁間は2間として、主屋より小さく、二棟の間隔は3.8mで近接する。主屋・副屋を掘立柱回廊が囲う。主屋部前面の回廊部分は



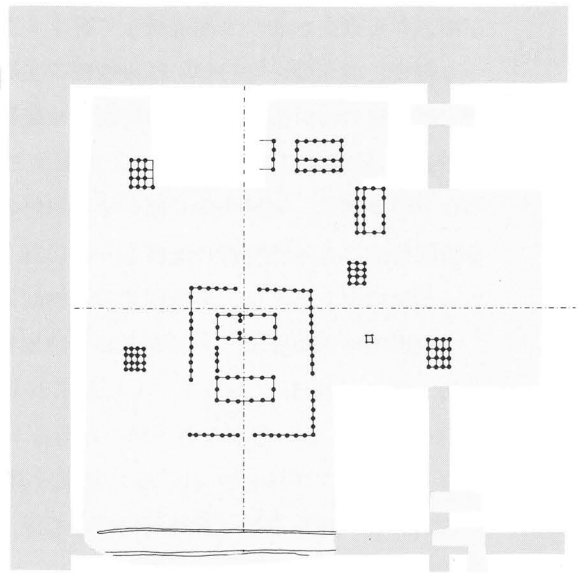
1 左京四条二坊一坪
(fig.23-17)



2 左京五条二坊十四坪
(fig.23-24)

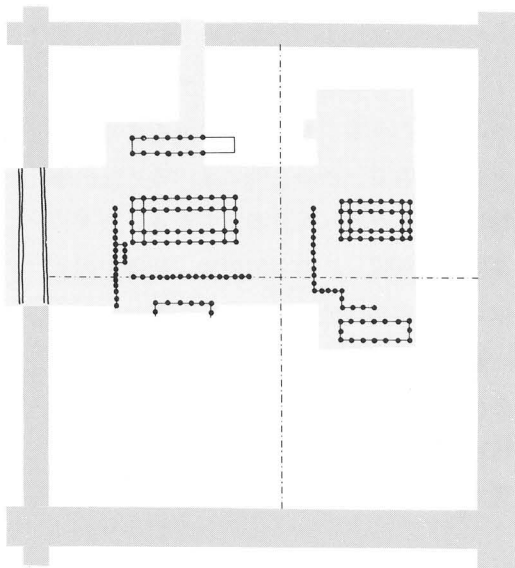


3 左京二条二坊十二坪
(fig.23-6)

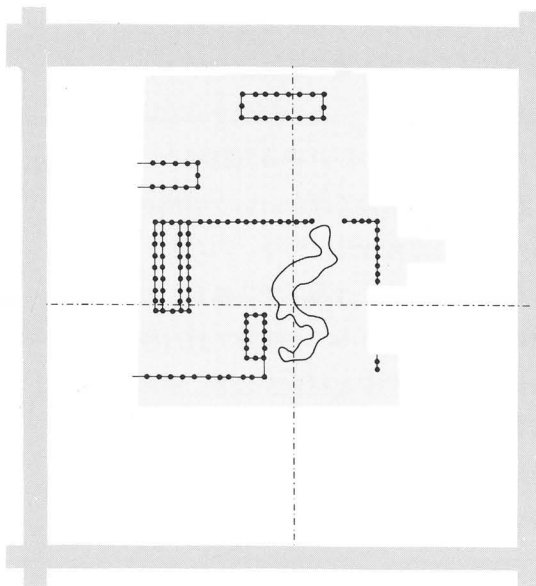


4 左京五条一坊一坪
(fig.23-22)

fig.24 京の大規模宅地と殿舎配置



5 左京三条二坊十五坪
(fig.23-15)



6 左京三条二坊六坪
(fig.23-12)

未発掘だが、ここには桁行3間程度の門の存在が予想されよう。b)では、主屋は三面廂の桁行7間の建物で、前に2棟の副屋を置く。副屋は桁行5間、梁間2間の建物で主屋に比べてやや小さく、副屋2棟は同規模の建物である。主屋と副屋の間隔は7mとやや離れ、副屋の二棟はその間が3.2mほどで近接する。副屋の東西に脇屋と呼べる桁行7間梁間2間の南北棟建物がある。これらの主屋部を囲う施設は検出されていない。多量の瓦を出土しているので中心部の建物は瓦葺であろう。ここで出土した軒瓦の大部分は平城宮Ⅲ期の軒瓦と同範で、左京五条二坊十四坪と平城宮との密接な関係が指摘されている。c)では、主屋の桁行長さは不明だが坪の中軸線を折り返すと桁行5間となり、梁間は四間である。主屋を掘立柱複廊が囲う。d)では、主屋は廂を持たない桁行5間、梁間2間の建物で、二棟のほぼ同規模の建物を前後にならべる。二棟の間隔は約10mとやや離れる。二棟を掘立柱塀が囲う。e)では、主屋は桁行9間、後に7間になり南北二面廂の建物で、副屋は主屋の東に中心を揃えて並ぶ四面廂の建物である。主屋・副屋ともに坪の二分の一の中軸線上に位置していて、計画的に配置されている。主屋・副屋にはそれぞれ前殿や後殿をもち、掘立柱塀が囲う。f)では、坪の中心には池があり、池を囲んで建物が配置される。中心建物は礎石建ちである。g)では、主屋が四面廂建物で大きく桁行7間、梁間4間と想定できる。前の副屋は桁行五間梁間2間で小さい。二棟は建物心々間で60尺である。主屋部を囲う施設はない。

先の建物配置の五分類にあてはめると、a) d) e) g) はいずれも、主屋・副屋の配置

をみると「二字型」である。ただし、主屋と副屋の大小や相互の位置関係については、前述したように各事例ともそれぞれ異なる。b) は、並列型とコ字型を折衷したような建物配置である。c) は建物配置がわからない。

主屋の規模は、桁行7間以上がa) b) e) f) で、桁行5間がc) d) である。瓦葺建物が敷地内に存在したかどうかをみると、七つの事例のうち、b) c) は瓦を多く出土し、主屋とその一帯の建物には瓦葺建物があると考えられる。この二例に比べると他の事例は瓦をほとんど出土せず、敷地内には瓦葺建物は存在しなかったと考えられる。つぎに、主屋の一面を囲う施設の有無や形態をみると、今回の発掘区a) の主屋部は、回廊で囲まれるという特徴を持つ。主屋部を回廊で囲む点はc) の事例の他にはない。ただし、c) 例は複廊である。これまでの建物配置の型には、建物群を囲う施設の有無や種類を考慮した視点はなく、a) c) などを新に中心建物群を回廊で囲う型として設定することが可能である。一方d) e) f) は掘立柱塀が主屋の建物群を囲る。d) で主屋群の南の東西掘立柱塀の中央は柱間が広く、ここが出入り口と考えられる。b) g) は主屋部を囲う施設がない。

発掘区での出土遺物をみるとc) では木簡が多く出土していて、a) d) b) g) と様相が異なる。b) は形種の異なる硯を数点出土している。a) では、博を多量に出土しているが、瓦を使用した建物は確認できない。

B 宮外官衙か宅地か

一坪を利用するこれらの五つの事例は、宮外官衙か宅地か、が問題となろう。建物配置や主屋の規模・中心建物群を囲う施設・瓦葺建物の有無などを手懸りとして検討しよう。

建物配置の性格は、建物配置の典型例を手懸りにその性格を考えることができよう。例えば、コの字型は宮の大極殿・朝堂院や内裏正殿などのパターンとの類似から官衙の政庁とする。ニの字型は、平城宮第一次大極殿地区の8世紀後半のいわゆる百柱間のパターンとの類似から、住宅の一類型とする。それ故、正殿一面を回廊で囲むという事例が宅地ではなく、宮外官衙もしくは公的な役割を持つ区画であった可能性がある。ただし、宮の中枢部や地方官衙の中枢部がコの字型配置をとるものが多いことは事実であるが、コの字型の概念がかなりあいまいであるため、これを限定する試みもある。平良泰久氏は平安京内裏図の検討を通じて、コの字型に、厳密な左右対称型と、やや非対称を含む二類型があるとし、前者についてのみ官衙的要素を認め、後者は住宅の一類型と考えた。c) 例のような瓦・木簡の出土は本例a) ではなく、その他に官衙とする積極的根拠を見出せない。回廊で囲まれるような主屋部を持つ宅地の居住者は、相当の身分の人物を設定しなければならないが、人物を特定するのは困難である。

こうした建物配置の問題とともに、官衙か宅地かを判断する上にひとつの手懸りになるのが瓦葺建物の存在である。神亀元年(724)の太政官奏に「五位已上及び庶人、営むに堪うる

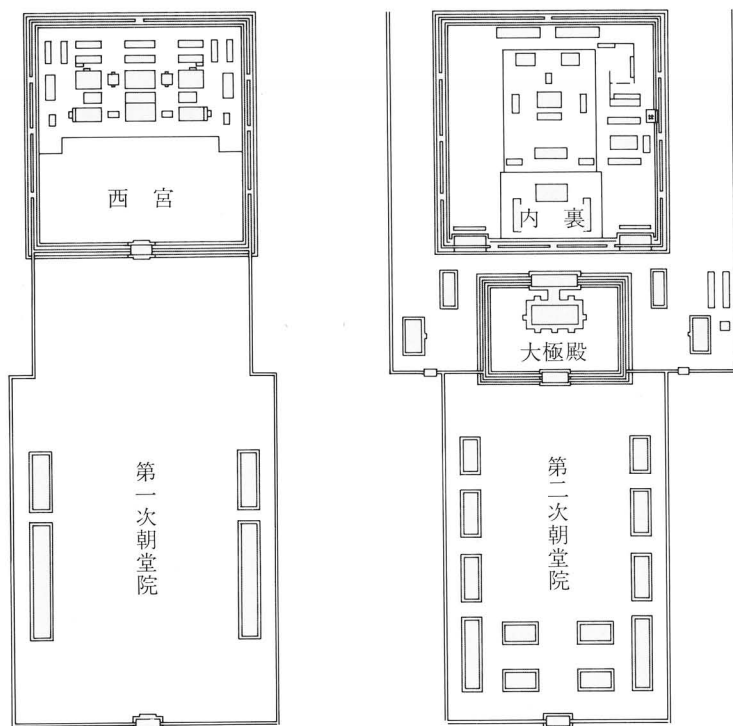


fig.25 宅地類型の原型 奈良時代後半の平城宮中枢部

者をして瓦舎を構立し塗りて赤白となすべし」とあって、瓦葺朱塗りの建物の建立を奨励している。これまでの京内の調査の成果によって、京内の宅地で瓦を使用することはかなり限定されること、その「普及」も、奈良時代の中葉ないし後半にあり、神亀年間に遡る例は極めて限られることが判明しつつある。従ってこの太政官奏がどこまで実効を伴ったか疑わしい。京内の宅地で瓦葺があまり普及しない理由の一つに、平城宮における内裏の中心建物と同じように、住宅建築は掘立柱建物とし檜皮葺ないし板葺とする観念があったのであろう。

職員令の規定によると、五位以上の貴族には20人から100人の位分資人が、三位以上には加えるに2人ないし6人の家令が給された。さらに大納言以上は、100人ないし300人の職分資人が給された。従って、こうした人々が勤務する家政機関が必要となる。また貴族は「万葉集」をひもとくまでもなくたびたび私第で酒宴を催しており、そうした殿舎も必要である。図をみて明らかなように、敷地の中枢部には生活に必要な井戸がない例が多い。一坪の大規模敷地の調査例では、いずれも主屋・副屋の中心区域内には井戸がなく、これらが仮に宅地とすると、敷地全体のなかでの公的な部分ではないか。中枢部の建物群を家政機関も含めた貴族の私第における公的な施設と解しておこう。

瓦が出土せず瓦葺建物が無い点や二字型であることを拠りどころとして、a) d) e) g) は、一坪を占める平城京の大規模宅地であると考え。高位の人物の宅地には、回廊

で主屋を囲む事例もあったと考えるのがよい。b) は、コ字型の建物配置や礎を出土していることから、c) は宮にも近接し、出土遺物の様相が他の事例と異なることから、宮外官衙の可能性はある。f) は池を中心にした施設であり、宅地とは考え難い。

C 終わりに

主屋は左京三条二坊十五坪での桁行九間二面廂の例があるが、他は、桁行五間か七間で四面廂や三面廂の建物が多く規模が大きいの。また、左京四条二坊十五坪(田村第推定地)では礎石建物があるが、規模が大きくても宅地ではいずれも掘立柱建物で、瓦葺建物の例は少ない。主屋一画を回廊で囲む場合があるが、今のところ事例は少ない。主屋・副屋の相対的位置関係は一樣ではないが二字型の建物配置が多い。事例が少なく建物配置だけを論じるのは無理があり、主屋規模・瓦葺建物の有無・主屋の一画を囲う施設の形状、などによって宅地の特質を抽出する作業が今後必要である。

一坪の宅地利用の形態から、左京四条二坊一坪におけるⅠ期とⅡ・Ⅲ期との間に大きな変化があり、この段階で居住者の変更を考えて誤りあるまい。Ⅱ期とⅢ期との間には建物の配置計画や正殿規模等に類似性があり、居住者は同一人か、それにきわめて近い人間を考えることができる。Ⅱ・Ⅲ期を通じての性格の変化を、居住者が同一人であるとすれば、社会的地位(位階)の上昇が変化の契機となったと考えるべきかも知れない。この居住者の名前については、Ⅰ章で論じたように市原王を有力候補の一人としてあげうるが、状況証拠のみで市原王と断定する材料はない。

参考文献：

- 松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史 2-6』1940
 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966
 黒崎 直「平城京における宅地の構造」
 『日本古代の都城と国家』1984
 平良泰久「都城の宅地」『埋蔵文化財発掘調査概報
 1981』京都府教育委員会 1981
 平城京宅地の事例は下記報告などによる。
 『平城京左京三条二坊』1975
 『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告』1985
 『平城京左京九条三坊十坪発掘調査概要報告』1986
 『平城京左京三条二坊六坪発掘報告』1986
 平城京左京五条二坊十四坪『奈良市埋蔵文化財調査報
 告書昭和54年度』1980
 平城京左京二条二坊十二坪『奈良市埋蔵文化財調査報
 告書昭和59年度』1985

tab.3 大規模宅地の特質

	主屋規模(間)	廂	瓦葺建物の有無	中心区画を囲う施設
a	七	三面	×	単廊
b	七	一面	○	×
c	五か	四面	×	複廊
d	五	ナシ	×	塀
e	九、七	二面	×	塀
f	八	二面	×	塀
	(礎石建物)			
g	七	四面	×	×